

山形県内水面水産試験場における競争的資金等の不正使用防止  
に関する基本方針

平成 28 年 1 月 4 日

最高管理責任者

山形県内水面水産試験場長

山形県内水面水産試験場における競争的資金等の運営・管理を適正に行い、不正な使用を防止することを目的として、「山形県内水面水産試験場における競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」第4条に基づき、この方針を定める。

1 責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、内水試内の各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にし、不正防止対策に関して機関内外に対し責任を持つ。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確にするとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、不正抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3 不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定するとともに、実行性のある対策を継続して実施する。

4 研究費の適正な運営・管理

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行が行えるよう、実効性のあるチェックが働くシステムを設定する。

5 情報共有化の推進

競争的資金等の使用のルール等の情報が理解・共有される体制を整備する。

6 モニタリングの実施

内水試全体の視点から、実効性のあるモニタリング等を行う体制を整備・実施する。